

平成30年第3回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その13）

堺 市 議 会

目 次

頁

請 願 第 1 号	日中一時支援事業について……………	1
-----------	-------------------	---

請願第 1 号

日中一時支援事業について

請願者住所・氏名 堺市北区
全国障がい児者施設の事故ゼロをめざす会
代表 山 部 聡 他 1,728 名

紹 介 議 員

堺市議会議員	長谷川 俊 英	堺市議会議員	森 田 晃 一
同	岡 井 勤	同	石 本 京 子
同	乾 恵美子	同	森 頼 信
同	城 勝 行		

日中一時支援事業について

請 願 趣 旨

2016年11月、堺市日中一時支援事業（以下、同事業とする）の施設において、当時1歳9か月の男児が食事介助を受けている際、食べさせられた物を喉に詰まらせ、死亡に至る重大事故が発生しました。

事故が発生してから1年以上が経過していますが、事故の発生原因が明らかでないうえに、十分な再発防止策が講じられていない中で、同事業が今も事故前と何も変わらず継続されております。

私たちは、先の堺市議会2月定例会、6月定例会において、当該事故に対して事故検証を求める陳情を行いました。堺市は事業者自らが事故検証すれば足りるとし、市として検証しないとの見解を示しています。しかしながら私たちは、堺市のこの回答は、次の点から誤ったものであることを指摘します。

まず、同事業について利用者が就学前児童の場合、児童福祉法における同様の事業に類似しており（児童発達支援や地域支援）類似事業では重大事故が発生した際には、児童福祉分野において当該市町村が事故検証を行う仕組みが2016年度より実施されています。同事業についても類似事業と同じ年齢の児童が利用者となりうるにもかかわらず、児童福祉分野と障がい福祉分野で今回のように対応が異なることがあってはいけません。

次に、同事業については、利用者を預かるという事業であることから、利用者が就学前児童の場合、児童福祉法の「認可外施設の届出義務」が発生しているはずであり、児童福祉の観点から行政監査の対象となることは勿論の事、重大事故発生の際も、児童福祉分野における事故検証の対象となるはずですが。

堺市は2月定例議会、6月定例議会の陳情への回答で「特に就学前の児童の安全確保のため、配置職員について保育士や看護職員等の資格要件を規定すること、それに伴う必要な財政措置を講じることなどを国に要望していく」としており、政令指定都市の集う、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議で提案し、最終案を取りまとめています。このことから、堺市としても安全確保が現状では不十分であることを認識しています。しかし、今現在もこの事業は継続されており十分な安全対策はされていません。

以上のことから、今後二度と同じ事故を繰り返さないためにも、堺市として事故検証を行うとともに、安全確保についても国に先んじて有効な対策に取り組んでいくことを求め、下記項目についてお願いいたします。

請 願 事 項

1. 早急に今回の事故検証を行い、実効ある再発防止を図ること。
2. 堺市として必要と考える安全確保措置を直ちに行うこと。
3. 堺市として日中一時支援事業のガイドラインを作成してください。

受理年月日 平成30年8月9日

平成30年第3回市議会(定例会)付議案件綴(その13)

平成30年9月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-18-0049